

浦河町・様似町・えりも町にお住まいの 季節労働者の皆さまへ 資格取得助成のお知らせ！

当協議会指定の教育訓練等を受講し、試験合格（資格取得）
した季節労働者の方に

経費の30%（限度額10万円）

を助成します！！

1、助成対象となる季節労働者

- ・雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- ・離職者で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者だった方
（平成29年4月1日以前に離職した方は除きます。）
- ・離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない者であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方
（前々職に係る離職が平成29年4月1日以前であった方は除きます。）

2、助成対象訓練

- ・このチラシの裏面をご覧ください。

3、助成の対象となる経費・内容

対象経費 教育訓練に要する入学料及び受講料
（受講に必要な教科書代を含む）

助成金額 対象経費の3/10以内（限度額10万円）※先着順となります
例（受講料等対象経費が30,000円の場合、後日9,000円を指定口座に振込みます）

4、手続き

- ・助成を受けるには、当協議会への **事前の相談・申請が必要** です。
必ず **受講前** にお問い合わせ下さい。
- ・助成金を受領するためには、資格を取得した日から1ヶ月以内又は、平成31年3月15日のいずれか早い日までに当協議会への申請手続きが必要です。

【お問合せ先】 浦河郡浦河町築地1丁目3番1号 浦河町 商工観光課内

日高東部通年雇用促進協議会

TEL・FAX 0146-22-7009

裏 面

◆留意事項

- 季節労働者であることの確認は教育訓練実施計画を承認する時点とします。
- 本事業の利用は、1人の資格取得者について、同一の年度において10万円を限度とします。
- 当協議会により、実施計画が承認され、平成31年3月15日までに資格検定試験の合格（教育訓練の受講の終了による資格取得）が確認できる指定教育訓練が対象となります。

◆助成対象となる主な教育訓練一覧

● 道路交通法関係

1. 大型免許
2. 大型特殊免許
3. 大型二種免許
4. けん引免許
5. 普通二種免許
6. 中型免許
7. 中型二種免許

● 労働安全衛生法関係

（第75条関係）

1. 揚貨装置運転実技教習
2. クレーン運転実技教習
3. 移動式クレーン運転実技教習

（第76条関係）

1. 木材加工用機械作業主任者技能講習
2. プレス機械作業主任者技能講習
3. 乾燥設備作業主任者技能講習
4. コンクリート破砕器作業主任者技能講習
5. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
6. すい道等の掘削等作業主任者技能講習
7. すい道等の覆工作業主任者技能講習
8. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
9. 足場の組立て等作業主任者技能講習
10. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
11. 鋼橋架設等作業主任者技能講習
12. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
13. コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
14. 採石のための掘削作業主任者技能講習
15. はい作業主任者技能講習
16. 船内荷役作業主任者技能講習
17. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
18. 化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習
19. 普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習
20. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
21. 鉛作業主任者技能講習
22. 有機溶剤作業主任者技能講習
23. 石綿作業主任者技能講習
24. 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
25. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
26. 床上操作式クレーン運転技能講習
27. 小型移動式クレーン運転技能講習
28. ガス溶接技能講習
29. フォークリフト運転技能講習
30. ショベルローダー等運転技能講習
31. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
32. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
33. 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
34. 不整地運搬車運転技能講習
35. 高所作業車運転技能講習
36. 玉掛け技能講習
37. ボイラー取扱技能講習

● 介護保険法関係（知事の指定を受けた者が行う研修）

介護職員初任者研修

● 厚生労働省告示第538号で指定を受けた者が行う研修

居宅介護職員初任者研修など

※上記以外の講習も対象になる場合がありますので、受講前に当協議会へご確認下さい。

受講前に必ずご連絡下さい。